

# 島根県報

号外第一五一号

平成十五年十二月二十六日

(金曜日)

## 規 則 目 次

島根県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則

(健康福祉総務課)

### 公布された条例等のあらまし

島根県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則(規則第一二二号)

- 一 規則の概要
  - 1 社会福祉法第十一条第二項の規定により設置する専門分科会を追加することとした。(第五条関係)
  - 2 島根県社会福祉審議会の委員の任期開始時期を統一するための措置を設けることとした。(附則第二項関係)
  - 3 その他規定の整理
- 二 施行期日
 

公布の日から施行することとした。

## 規 則

島根県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十二月二十六日

島根県知事 澄田信義

島根県規則第百十一号

島根県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則

島根県社会福祉審議会規則(平成十二年島根県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「社会福祉審議会令(昭和三十八年政令第二百四十八号)」を「社会福祉法施行令(昭和三十三年政令第八十五号)」に改める。

第五条第一項の表知的障害者福祉専門分科会の項担任する事務の欄中「知的障害者」を「知的障害児及び知的障害者」に改め、同表に次のように加える。

地域福祉専門分科会

地域福祉に関する事項

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 任期の開始日が平成十六年一月十二日である島根県社会福祉審議会の委員の任期は、第二条本文の規定にかかわらず、平成十九年七月三十一日までとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

毎週火・金曜日発行

平成十五年十二月二十六日印刷  
平成十五年十二月二十六日発行

発行者

島

根

県

印刷所

松江学館南町

松江学館南町  
松島陽根印刷所

定価一箇月

金二千四百二十円(送料共)